
はりきゅう費 助成事業について

福岡市職員共済組合

令和 元 年 10 月更新

【 開設者の指定 】

《はりきゅう費助成事業とは》

組合員及び被扶養者の健康保持増進のため、療養費の対象とならないはりきゅうの施術を当組合が指定する施術所で受けた場合に、はりきゅうの施術料金の一部を助成する事業。

※ 健康保険の療養費の対象となるはりきゅうの施術は、はりきゅう費助成の対象にはなりません。

《対象者》

- ・福岡市職員共済組合の組合員及び被扶養者

《助成の概要》

- ・一人につき 一日1回、一月10回まで
- ・**施術料金の7割**を助成
(施術料金は、地方公務員等共済組合法第58条に規定する療養費の対象となるはりきゅうの施術料金の算定基準に準じます。)
- ・初検料は、組合員等が毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、最初の施術を受ける場合に支給するもの。

(参考) R1.10月現在の基準 ※R1.10.1 施術料改正

(1) 初検料

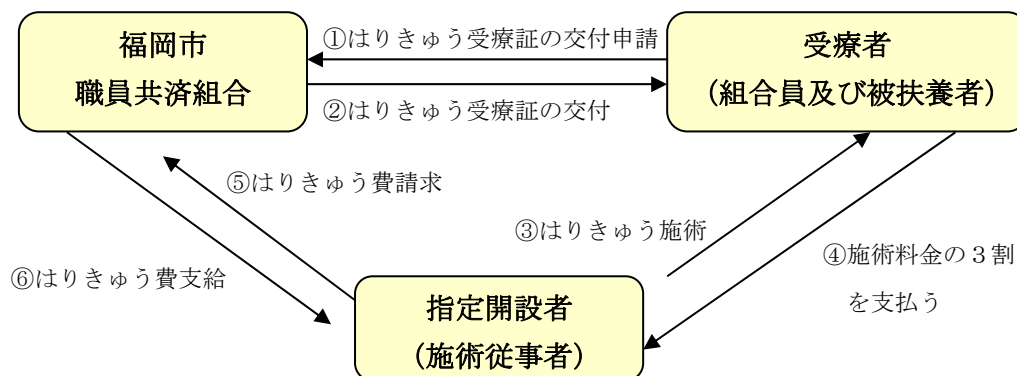
- | | |
|---------------------------|---------|
| ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 | 1,710 円 |
| ② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 | 1,760 円 |

(2) 施術料

- | | | |
|---------------------------|-------|---------|
| ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 | 1回につき | 1,540 円 |
| ② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 | 1回につき | 1,590 円 |

※ 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、
電療料として1回につき30円を加算。

《助成の流れ》



福岡市職員共済組合はりきゅう費助成事業について

《指定の要件》

- (1) 開設届を保健所に提出していること。
- (2) あはき法の要件を具備していること。
- (3) はりきゅう免許を有した従事者の中から責任者を選任すること。
- (4) 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) はりきゅうの施術以外の業務を併せて行っている場合は、当該業務が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① その者の社会的信用を傷つけるおそれがある業務であること。
 - ② その者のはりきゅう施術の円滑な遂行を妨げるおそれがあること。
 - ③ その者の名義の貸与その他不当な方法で経営されるものであること。

《提出書類等》

1. 指定申請書
2. 申立書 ※個人開業者の場合のみ
3. 施術従事者届 ※該当がある場合
4. 振込口座申出書
5. はり師、きゅう師免許（原本）
6. 保健所へ提出した開設届の写し
7. 定款又は寄付行為（登記事項証明書でも可）※法人開設者の場合のみ

※ 申請書類の提出に際しては、事前に電話連絡の上、ご来課ください。

※ 提出後、指定まで約1ヶ月かかります。

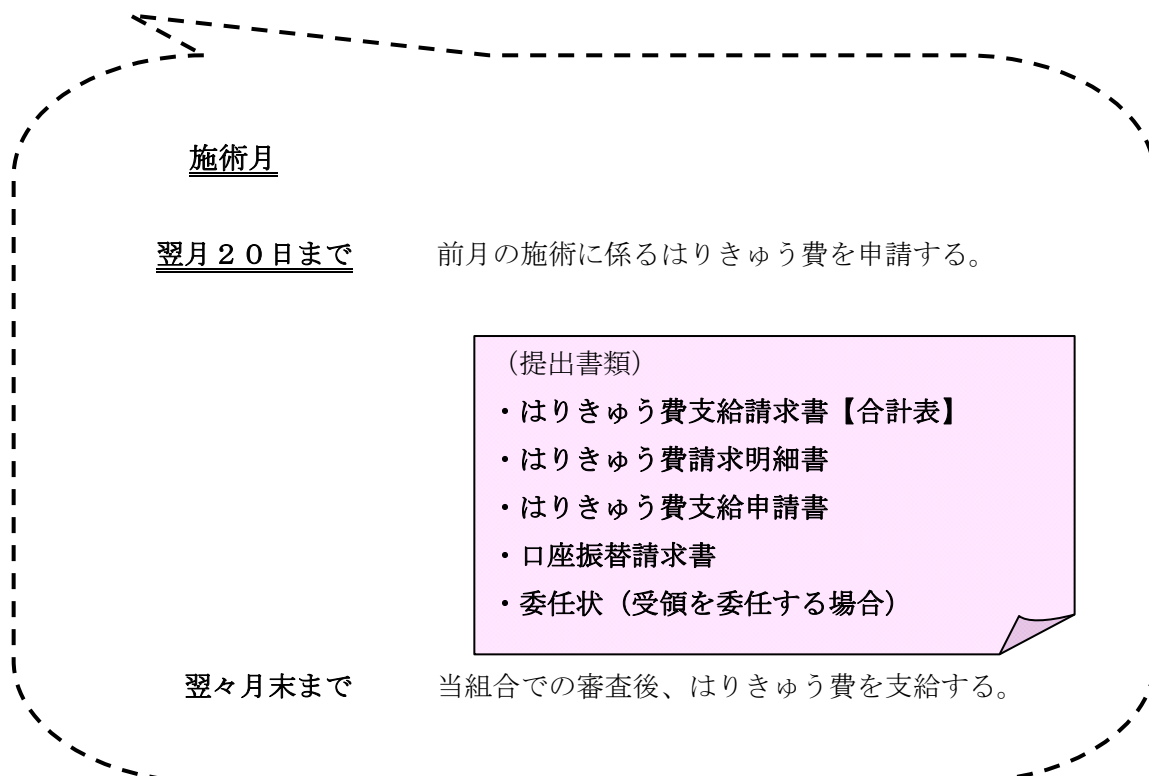
【 施術及びはりきゅう費の支給 】

《施術の流れ》

- (1) 施術従事者は、施術を受けようとする者が福岡市職員共済組合の組合員及び被扶養者としての資格があることを確認する。(組合員証及び被扶養者証)
- (2) 初回の施術の際、施術従事者は、施術料金について組合員等に説明すること。
- (3) 施術従事者は、施術を行ったときは、はりきゅう受療証の該当月日の欄に押印しなければならない。
- (4) 施術従事者は、**施術料金に10分の3を乗じて得た額**(円単位未満切り上げ)を組合員等から受領する。

《はりきゅう費支給の流れ》

- (1) 指定開設者は、毎月20日までに、当該月の前月に行った施術に係る施術料金から前項に規定する額を控除した額(以下「はりきゅう費」という。)をはりきゅう費支給申請書(以下「支給申請書」という。)により、理事長に申請する。
- (2) 理事長は、前項に定める支給申請書を受領したときには、受領した月の翌月末日までに、指定開設者へ支払う。



【 施術録の備付及び指定の取消 】

《施術録の備付》

- (1) 指定開設者は、組合員等に対して施術を行ったときは、遅延なく施術録に当該施術に関し必要な事項を記載し、当該施術録を完結の日から3年間保存しなければならない。
- (2) はりきゅう費の支給に関し必要があると認めるときは、指定開設者に対し、その施術に関する報告を徹し、施術録その他の文書の提出若しくは提示を命じることがあります。

《指定開設者の辞退及び取消》

- (1) 指定開設者は、指定を辞退しようとする日の1月前までに理事長に提出し、指定を辞退することができる。
- (2) 理事長は、指定開設者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことがある。
 - ① 福岡市職員共済組合が定める指定の要件を欠いたとき。
 - ② 故意に組合員等が支払うべき額以上の額を組合員等に請求したとき。
 - ③ 不当な額のはりきゅう費を理事長に請求したとき。
 - ④ その他理事長が指定開設者として不相当と認めたとき。
- (3) 指定を取り消されたとき、又は指定を辞退したときは、直ちに指定書を理事長に返還しなければならない。
- (4) 偽りその他不正な行為によってはりきゅう費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給額を返還させるものとする。

お問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市職員共済組合 (福岡市役所本庁舎8階)

T E L 092-711-4146

F A X 092-711-4145